

さくら市氏家中学校部活動の在り方に関する基本方針

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、氏家中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化的活動を楽しむことで運動習慣等の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフや文化的活動を実現するための資質・能力を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 部活動の実施に際しては、生徒の安全を十分に確保すること。

- 国のガイドライン、県・市の方針に則り、本方針を参考にしながら、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

1 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- (2) 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう適宜、是正を行う。
- (4) 部活動顧問は、部活動保護者会が徴収する活動費の管理を行わない。(保護者会会計に管理を任せる。)各学校の後援会費から割り当てられた予算については、業者への発注等の管理はしてよいが、現金を扱うことはしない。
- (5) 教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」を踏まえ、方針に則り業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 部活動における安全管理の徹底

- (1) 部活動について生徒の安全を第一に部顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し、共有するなど安全対策を講じる。
- (2) 部顧問や外部指導者は、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設・設備・用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係

者等への連絡体制を整備する。また、生徒自身が安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用・発展させたり、新たに身に付けたりし、積極的に自分や他人の安全を確保できるよう指導する。

(3) 部活動中、部顧問は、生徒の活動に立ち合い、直接指導することを原則とする。やむを得ず直接練習に立ち合えない場合、部顧問は、他の教員と連携・協力したり、部内で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させたりし、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。

(4) 天候の急変などに備え、あらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時においては、「熱中症予防情報サイト」(環境省のホームページ)や「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、各学校において活動の実施を判断する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

文化部活動の実施に当たっては、運動部活動に準ずる。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。その上で、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を養うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

文化部顧問においては、運動部顧問に準ずる。

(2) 部活動用指導手引きの活用

運動部顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体が作成した指導手引きを活用し、指導を行う。

文化部顧問においては、連盟等が作成した指導手引きがあれば活用し指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

- ア 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を月曜日または火曜日に振り替える）。
- イ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ウ 大会前（中体連主催の大会）において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の心身の疲労などに留意することにより、長期間連続して活動することがないようにする。

（2）活動時間

- ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度（朝練習を含む。準備、後片付けは含まない。）、学校の休業日（学期中の土曜日及び日曜日、休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 朝練習を行う場合には、運動部顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ウ 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

（3）文化部活動における休養日及び活動時間

上記（1）・（2）の運動部活動に準ずる。

（4）休養日及び活動時間等の設定について

地域や学校の実態を踏まえた工夫として定期試験前後の一定期間等、部共通、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

終わりに

安全で効果的な部活動の運営を心掛け、指導者の資質向上を図るとともに、部活動をとおして、生徒が心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現が図れるようにする。

本方針は、地域の実態に鑑みつつ生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。学校は、本方針をもとに関係機関等と連携し、部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応していくことが求められる。